消防庁告示第八号

十七号、 三十条の三第五号、第三十一条第九号、第三十一条の二第十号及び第三十一条の二の二第九号にお 第一項第十号、第二十五条の二第二項第六号、第二十八条の三第四項第十二号、 て準用する場合を含む。)の規定に基づき、総合操作盤の設置方法を次のとおり定める。 消 第十六条第三項第六号、 法 第二十一条第四項第十九号、第二十二条第十一号、第二十四条第九号、 施 行 規 則(昭和三十六年自治省令第六号)第十二条第一項第八号(第十四条第一項第十二号 第十八条第四項第十五号、第十九条第五項第二十三号、第二十条第四項 第二十四条の二の三 第三十条第十号、 l J

平成十六年五月三十一日

消防庁長官 林 省吾

第一 趣旨

第 の二第十号及び第三十一条の二の二第九号において準用する場合を含む。 第二十四条第九号、第二十四条の二の三第一項第十号、第二十五条の二第二項第六号、第二十 第五項第二十三号、 項 の三第四項第十二号、第三十条第十号、第三十条の三第五号、 の 告示 第八号 ば、 (第十四条第一 消 防 法 施 第二十条第四項第十七号、第二十一条第四項第十九号、第二十二条第十一 **行規則** 項第十二号、 (昭和三十六年自治省令第六号。 第十六条第三項第六号、 以下「 第三十一 第十八条第四項第十五号、 規則」 に規定する総合操作 条第九号、第三十一条 という。)第十二条 第 十 盤

の 設 置 方 法 を定 め る も の とする。

第 二 用 語 の 意 義

の 基 準 ات ا お L١ て、 次 の各号に 掲 げ る 用 語 の 意 義 ば、 それぞれ当該各号に定めるところに よ る。

中 央管理 防 災 監 室 視 場 建 所 築基 防 準法施 火 対 象 行 物 令 内 の 昭和二十五年政令第三百三十八号) 第二十条の二 防 災 センター 規 則 第三条第 八 項 に 規定する も の 第二号に を しし 規 定

する中央管 理 室を いう。 以下同じ。 守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作 盤

が

設

置さ れて しし る も の を 61 う。

部

分

のうち、

用

管

理区

同

一であ

る 一

4

の

以下同じ。

に

. 設

置

さ

れ

て

L١

る

副 防 災監 視 場 途、 所 防 火対 一分等が 象 物 内 の防災監 視 場 所 のうち、 部分をいう。 当該 防 火 対 象 物 の 部 分 防 火 対 象 物 **の**

消 防 用 設 備等に係る総合操作盤が設置され てい る 場 所 (防災管理を行うために . 一 定 の 時 間 帯 の み

が 常 駐 す る も の を含む。 を しし う。

うち、 監 視 当該 場 所 防 火 防 火対 対 象物と同 象 物に 設 敷地 置 さ 内に れ て あ l1 る場 る 消 所 防 を 用 61 設 備等に う。 係 る監 視等を行うことの できる 場 所 **の**

兀 遠 隔 監 視 場 所 防 火 対 象 物 に 設 置されて ١J る 消 防 用 設備等に係る監視等を行うことのできる 場

所 の うっち、 当該 防 火 対 象 物 の 敷 地 外 に あ る 場 所 警備会社 そ の 他 の 場 所を含む。 を しし

五 防 災設 備等 排 煙 設 備 消 防 用 設 備等以 外 の も の に 限る。 非 常用 の 照明装置 非 常 用 エレ

Τ ター そ の 他 これらに 類する防 災 の た め の 設 備 を い

六 般 設 備 電 力 設 備 給排 水 設 備 空 気 調 和 設 備 そ の他 のビル 管理設施 備 を 61

七 る 者 防 災要 警 員 備 業者 防災監 そ の 視 他 場 の 委 所 託 に を受け お 11 Ţ た 総合操 者を含む。 作 盤 に を ょ ij しし う。 消 防 用 設 備 等 の 監 視 操 作 ; に . 従

第三 消防用設備等に係る監視、操作等を行う場所

消 防 用 設 備等に 係 る監視、 操作等は、 当該 消防 用 設備等を設置し て ١J る防火対象物 の常 時 人がい

る 防 災 監 視 場 所 に 総 合 操 作盤 を設置 して行うものとする。 ただし、 第 四 から第六 までに 掲げ る場

にあっては、この限りでない。

第四 副防災監視場所で監視、操作等を行う場合の要件

副 防 災監 視 場 所 に お L١ て、 当該防 火対象物 の 部 分に設置 され 7 1) る消 防用 設備 等の 監 視、 操 作 等

を行うことができ、 かつ、 当 該 部 分 の 火災発: 生 時 に 必要 な 措 置 が 次 の 各号に 掲 げ る 要 件 に 適 合す

ように講じられ 7 61 る場 合に は 防 火対 象 物物 の 部 分 に 設 置さ れ て しし る消 防 用 設 備 等に 係 る 監 視 操

作等を副防災監視場所において行うことができる。

副 防 災監視場 所 に 当該! 場 所に お しり て 監視、 操 作等を行う消防用設備等の総合操作盤が 設 け 5

れていること。

防 火 対 象物 の 防 災監視 場 所 常 時 人が ĺ١ る ŧ の に 限 ಠ್ಠ 以下第四に お しし て同じ。 に 総 合操

置さ る消 作 足りるも 盤 れる総合操作盤に、 防 が設置されていること。 設 のとすることができる。 備等の総合操作盤が第一号により設けられてい 当該 ただし、 防火 対 象物 副 防災監視場所に、 の 部分における火災の発生等を表示及び警報することで 当該防火対象物 る場合にあっては、 の部分に設置され 防災監 視場 所 7 に 設 しし

防災監 視場所と副防災監視場所 の相互間で同時に通話することができる設備が設 いけられ てい る

四 防 火対 象物全体に係 る火災発生時の必要な措置 を含む所要の計 画が作成されていること。

五 防 災監 視 場 所 に は 次に掲げ げ る 体制 が 確 保され ていること。

る 防 消防 災監 防災監視場 火災発生時において、 視 用 場 設 所 備 が所に設置 の 等 の 防災要員 監 置され 視、 が、 所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。 操作等を行うことができな ている総合操作盤により副防災監視 副 防災監視場 所 に 到着できること。 ١J 場 合には、 場 速や 所 が かに、 監 視、 当該 操作等を行 防 火対 っ 象 て 物 しし の

六 防 火管理 前各号に掲げるほか、 体 制 の 状況に応じ、 防火対象物 火災発生時に必要な措置が講じられていること。 の 位 置 構造及び設備の状況、 副防災監視場所 の状況 が並びに

第五 監視場所において監視等を行う場合の要件

監 視 場 所 に お L١ て、 防 火対象物 に 設置され て 11 る消防 用設 備等の監視を行うことができ、 かつ、

る 場合には 防 火対 象物 防 火対象物 の火災発生時に必要な措置 に設置されてい る消防用設備等に係 |が次の各号に掲げる要件に適合するように講じられてい る監視等を監視場所にお いて行うこと

は、 監 総合 視 場 . 操 所 作 に 盤が設置されていること。 お しし て監視等を行う防火対 象 物 以下「 監視 対 象物」 という。 の防災監視 場 所 に

ができる。

に 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。 構 よる被 造、 害 設 を 備 等 最 小 の状況から、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、 限 度 止に めることができると認められる場合にあっては、 ただし、当該監視対象物 かつ、 この限 火災等の災 りで な の位 1,

三 監視場所が備えるべき要件は、次によること。

る 位 置 監視 とすること。 場 所 ば、 敷地 内]の監 視対象物に対し円滑な対応ができ、 かつ、 消防隊が容易に接近でき

(二) 監視 以下この号におい 場 所 には、 監 視対 て「 監 象 視盤」 物 に 設置され という。 て い る消 が設置されていること。 防 用設 備等に係る監視等を行うため の 監 視 盤

(三) び 警報ができる機能 監 視 等ごとに 盤 ば 総 合操 監 視 作 対 象物 を有すること。 盤 の 基 に設置されている消 準 (平成十六年消 ただし、 防 当該監視対象物に 防 庁告示第七号) 用設備等に係る監視等を行うために、 第 お け 五及び第六 る火災の発生等を的 、 に 規 定 す 消 る 確 防 表 に 用 示 把 及 設

握 できる場合にあっては、 当該 事項に係る表示及び警報で足りるものとすることができる。

四 監 視場所と監視対象物 の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられ

ていること。

五 監 視 対 象物 に お ١J て火災が発生した場合に におけ る必要な措置を含む敷地 全体に係 る)所要 の 計

が作成されていること。

六 監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

監視 対 象 物 の 火災発生時にお 1 て、 所要の措置を講じることができる要員が確保され 7 い

こと。

(二) 監視場 所の要員が、 速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。

七 前各号に掲げるほか、 防火対象物 の 位 置、 構造及び設備 の状況、 防災監視場所 の状況並 びに防

火管 理 体 制 の 状 況 から判 断 Ų 火災発生時 に 必要な措置が講じられていること。

第六 遠隔監視場所において監視等を行う場合の要件

遠 隔監 視 場 所 に お ١J て、 防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、か

当該防 火対 象 物 の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられ 7 1) る

場合には、 防 火 対 象物 に設置されてい る消防 用 設 備 等 に 係る監 視等を遠 隔監 視場 所に お いて行うこ

とができる。

る

- 監 視対 象物 の防災監視場所には、 総合操作盤が設置されていること。
- 監 視 象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。
- 三 遠隔監視場所が備えるべき要件は、次によること。
- 遠 隔 監 視 場 所 には、 監視対象物に 設置されている消防 用設 備等に 係 る監視等を行うた め の

視盤(以下この号において「遠隔監視盤」という。)が設置されていること。

遠隔監視盤は、 監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、 消防

用 設備等ごとに総合操作 盤 の基準を定める件第五及び第六に規定する表示及び警報がで きる機

ては、 当該事項に係る表示及び警報で足りるものとすることができる。

能

を有すること。

ただし、

当該監視対象物に

おける火災の発生等を的確に把握できる場

合に

あ

四 遠 隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設け

られていること。

- 五 監 視対 象物において火災が発生した場合におけ る必要な措置を含む 所要の計 画 が作成さ れてい
- 六 遠隔監 視場所には、 次に掲げる体制が確保されていること。
- 監視 対 象物 の火災発生時にお 11 て、 所要の措置を講じることができる要員が確保され ている

5

(二) 遠隔監視場所の要員が、 速やかに監視対象物 の防災監視場所に到着できること。

火管理体制の状況から判断し、 前各号に掲げるほか、 防火対象物 火災発生時に必要な措置が講じられていること。 の位置、 構造及び設備の状況、 防災監視場所の状況並びに防

附則

七

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。